

職業紹介事業者の皆さまへ



就職者等の事業実績と手数料・返戻金に関する 情報提供は、法律で定められた義務です！

厚生労働省運営の「人材サービス総合サイト」上で入力・登録をお願いします。

職業紹介事業者は、厚生労働省の運営する「人材サービス総合サイト」で、**職業紹介の事業実績に関して情報提供を行うことが義務付けられています**。サイトに掲載する際には、掲載内容に誤りがないかよくご確認ください。**事業実績がない場合も掲載が必要です**。

情報提供が必要な事項・方法

以下①～⑦の項目について、「人材サービス総合サイト」にご登録ください。

情報提供が必要な事項	情報提供の方法
① 各年度（各年の4月1日～翌年の3月31日）の紹介により就職した者の数	「人材サービス総合サイト」に入力
② ①のうち、期間の定めのない労働契約を締結した者（無期雇用就職者）の数	
③ ②のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職した者の数	
④ ②のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職したかどうか明らかでない者の数	
⑤ 手数料に関する事項（手数料表の内容）	「人材サービス総合サイト」で以下のいずれかを実施 ・PDFの登録 ・自社ウェブサイトのURLを登録 変更があれば速やかに更新してください。
⑥ 返戻金制度※の導入の有無と導入している場合はその内容	
⑦ その他、職業紹介事業者の選択に役立つと考えられる情報【任意】	

※就職から一定期間以内に離職した場合に、手数料の一部を返戻する制度とその他これに準ずる制度

情報提供する時期

以下①～④の情報提供は、下表の時期・期間に掲載する必要があります。

情報の内容	掲載開始・更新時期
① 各年度の就職者数	翌年度の4月1日～4月30日
② 各年度の無期雇用就職者数	
③ ②のうち、6か月以内離職者数	翌年度の10月1日～12月31日
④ ②のうち、6か月以内に離職したか否か不明な者の数	

■ 人材サービス総合サイト ※具体的な入力方法については裏面をご確認ください。

<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/>



人材サービス総合サイトへの情報入力について

～人材サービス総合サイトによる情報提供が義務づけられています～

※事業実績がない場合も人材サービス総合サイトによる情報提供は義務となります。

ログイン

■人材サービス総合サイトのトップ画面を開きます。

☞「掲載の申込・職業紹介事業 法第 32 条の 16 第 3 項に関する事項」をクリックすると「ログイン」画面になります。

☞「職業安定法第 32 条の 16 第 3 項に規定する情報提供におけるユーザ ID 及びパスワードの通知について」に記載されている、貴事業者のユーザ ID、パスワードを入力します。

☞ログインボタンをクリックすると、貴事業者の情報が表示されるので、間違いなければ申込ボタンをクリックします。

就職者数等の入力

※事業実績を問わず全ての職業紹介事業者が必須入力

■情報登録年度について

☞「ホームページへの掲載申込み 職業紹介事業の運営「法第 32 条の 16 第 3 項に関する事項（情報提供）」画面にて、情報登録年度が 3 か年度分表示されます。

■情報の入力

☞各年度毎に「就職者」、「離職者」、「判明せず」に数値を入力してください。

参考情報の入力

☞事業所の情報について、得意職種等を直接検索結果に掲載することが出来ます。さらに追加情報がある場合、事業所のホームページへリンク、あるいは PDF により掲載することができます。（事業所 URL か PDF を選択）

手数料に関する事項の入力

※有料職業紹介事業者は必須入力

☞手数料に関する情報を事業所のホームページへリンク、あるいは PDF により掲載してください。（事業所 URL か PDF を選択）

手数料の徴収実績ではなく、都道府県労働局に届出した手数料を掲載してください。

なお、検索結果画面では、手数料「有」と表示され、これをクリックすると指定したホームページ又は PDF を表示します。

返戻金制度に関する事項の入力

※有料職業紹介事業者は制度の有無を問わず必須入力

☞返戻金制度に関する情報を事業所のホームページへリンク、あるいは PDF により掲載してください。（事業所 URL か PDF を選択）

なお、検索結果画面では、設定している場合は「有」、無い場合は「無」と表示されます。

これをクリックすると指定したホームページ又は PDF を表示します。

☞申込ボタンをクリックします。

以上で完了です

◆ 入力手順の詳細は人材サービス総合サイトをご覧ください。 ◆